

## 〈保存版〉

保護者の皆様

平成30年6月8日

大津市立皇子山中学校  
校長 島崎 輝久

# 警報発令に伴う非常措置について（お知らせ）

平素は、本校教育活動に、ご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、台風などの非常変災やその他緊急事態の発生、または発生のおそれのある時は、学校等が臨時休業になることがあります。このような場合、大津市では、生徒の安全を図るため、適切な配慮のもと、下記のような非常措置がとられますので、ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

## 《滋賀県南部に発令》

## 「大雨、暴風、大雪等に関する特別警報」

## および「暴風を含む警報」

### ◇発令時の措置

- ・午前7時において、「特別警報」および「暴風を含む警報」が発令中の場合は、臨時休業になります。特別警報や暴風を含む警報の発令をもって臨時休業の指示に代えます。
- ・登校後にこのような警報が発令された場合は、安全を確認の上、早く下校させることになります。

### ◇発令前の措置

- ・午前7時において、このような警報が発令されていない場合は、一斉の臨時休業ではありませんので、安全を十分確認した上で登校させてください。

### ◇解除後の措置

- ・午前7時までに暴風警報が解除された場合は、安全を十分確認した上で、登校させてください。
- ・ただし、本校の校区や通学路等の状況から災害等の危険が予測される場合は、校長は教育委員会と協議して、始業時刻の繰り下げまたは臨時休業等の措置をとることもあります。その際はメール配信等で連絡をさせていただきます。

### **その他の警報**

- ・大雨、洪水、大雪等の警報が発令されても、それだけでは臨時休業にはなりません。ご注意ください。

### **留意事項**

- \* **臨時休業の場合は、自宅待機**です。出歩かず、安全に十分気をつけるようにしてください。
- \* 登校後に暴風警報が発令された場合、授業を中断して帰宅することになります。自宅が留守で鍵がかかっていて入れないなどの状況で困らないよう、**非常の場合はどうするか**ということをお子さまと確認しておいてください。
- \* お子さまが公共の交通機関で通学されている方は、**公共の交通機関が止まった場合**の保護者との連絡方法や帰宅手段を確認しておいてください。
- \* **休日の部活動**や長期休業中の部活動を含めた登校についても、上記の内容に準じて対応をお願いします。